取引基本契約書

○○○（以下「甲」という。) と○○○（以下「乙」という。) は、甲乙間の△△契約に基づき、取引契約（以下、「本契約」という。) を次のとおり締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲乙間の△△契約に基づく、取引の基本的な事項に関する定めるものとする。

2　本契約は個々の取引契約（以下「個別契約」という。) に対して適用する。個別契約の詳細については、その都度、協議するものとする。

第2条（個別契約）

 　　個別契約は、甲が所定の発注書等を乙に送付し、乙がこれに承諾した書面を発送し、甲に到達したことによって成立する。

第3条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結の日から○年間とする。

２　契約の期間満了の○ヵ月前から、本契約の継続についての協議を行うものとする。継続について合意が得られた場合には、本契約と同一条件として延長する。解約の申し入れがない場合は、自動更新とする。

第4条（報酬等）

甲は乙に対し、報酬として金○○円（消費税別途）を支払うものとする。

２　甲は，前項に定める報酬の当月分を翌月○○日までに，下記銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。

３　本業務の遂行に伴って発生する必要費については，甲が負担するものとする。ただし、乙は甲に対し、事前に書面によって必要費の内容を通知し承諾を得るものとする。

4　甲は乙に対し、必要費の当月分を翌月○○日までに，下記銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、その際の振込手数料は甲の負担とする。

記

○○銀行○○支店

　　　　　　　　　　　　普通預金

　　　　　　　　　　　　口座番号　○○○○

　　　　　　　　　　　　口座名義　○○○○

第5条（引渡し）

乙から甲に対する引渡しについては、甲が発注書等で指定する納入期日までに、甲指定の納入場所に成果物を納品することで完了するものとする。

2 納品にかかる費用は、乙が負担するものとする。

第6条（検 品）

甲は、成果物の受領後速やかに検査し，瑕疵，数量不足，数量過剰等の契約内容に適合しないものを発見したときは，発見後○日以内に乙に書面によって申し出るものとする。

2 前項の通知をしない場合は、甲の検品に合格したものとみなす。

3　本契約内容に適合しない旨の通知を、前項に従って行った場合、甲は、催告を要せずに甲の選択に基づき、乙に対して、返品、交換、修補、追加納品、代替品の納入又は商品の代金減額を求めることができる。

第7条(所有権の移転)

所有権は、成果物の代金が支払い又は完済されたときに移転するものとする。

第8条（期限の利益の喪失）

甲又は乙は、次にかかげる事項に該当したときは、本契約及び個別契約にかかるすべての債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を履行しなければならない。

1. 支払いの停止又は支払い不能になったとき
2. 手形又は小切手が不渡りになったとき
3. 差押、仮差押、仮処分、競売の申立てがあったとき
4. 破産、任意整理、会社更生、民事再生手続開始の申立てがなされたとき、又は自ら申立てを行ったとき
5. 解散、又は第三者に営業の全部もしくは重要な一部を譲渡したとき
6. 吸収合併、会社分割、株式交換又は甲及び乙が当事者の場合を除いた株式移転の手続を開始したとき
7. その他、本契約に定めた条項に違反し、かつ相手方から書面によって催告を受領した後、○週間以内に是正がされなかったとき

第9条（解約）

甲及び乙は、○カ月前に書面によって予告することで、本契約を解約することができる。

２　前項の場合、解約の申入れを受けた相手方は、本契約終了による損害賠償の請求をすることができない。

第10条（契約の解除）

甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合，相手方は催告その他の手続を要することなく，本契約を解除することができる。

1．手形又は小切手が不渡りになる等，支払い不能になったとき。

2．監督官庁より営業の取消又は停止等の処分を受けたとき。

3．解散、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。

4．第三者によって差押，仮差押，仮処分，強制執行もしくは競売申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
5．破産，特別清算，民事再生手続、会社更生手続開始の申立てを受け，又はこれらを申し立てたとき。
6．相手方に重大な過失又は背信行為があったとき。

7．その他、本契約の履行が困難となる重大な事由が発生したとき。

第11条（通知義務）

甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、又はそのおそれがある場合は、書面によって通知するものとする。

1. 法人の名称、商号の変更
2. 代表者の変更、本店又は主たる事務所の所在地もしくは住所の変更
3. 報酬等、振込先指定口座の変更
4. 10条各号の事由が生じた場合

第12条（損害賠償）

甲及び乙は、相手方の責めに帰すべき事由によって、現実に被った通常の損害に限って、相手方に損害賠償を請求することができる。

2 買主が本契約又は個別契約において代金の支払いを怠った場合は、売主に対して年14.6%（年365日日割り計算）の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第13条（契約不適合責任）

乙の納品した成果物に、第６条で定める検品において発見できない契約不適合があった場合、契約不適合が判明した日から1年以内に通知したときに限って、第6条（検品）に準じ、乙は甲の選択する方法に従い、返品、交換、修補、追加納品、代替品の納入又は商品の代金減額に対応するものとする。なお、甲による損害賠償請求を妨げないものとし、損害賠償について定める第12条に従うものとする。

第14条（秘密保持）

甲及び乙は，本業務にあたり知り得た秘密情報を、事前に相手方に書面によって承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならない。

2　秘密情報とは、甲が乙に対し開示した技術上又は営業上の情報であり、情報開示の際に秘密情報の旨を示した一切の情報をいう。ただし、次の各号に該当する事項については含まれないものとする。

1．既に公知の情報及び、開示後に公知になった情報

2．甲が公表することに対して承諾した情報

3．甲から開示を受ける前に乙が取得していた情報

4．乙が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

3 前項の規定は、本契約期間終了後においても効力を有するものとする。

第15条（反社会勢力の排除）

甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

1. 自ら又はその役員が暴力団、暴力団関連企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者、その構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。) ではないこと
2. 反社会的勢力の活動を助長し、又はその運営に資するものでないこと
3. 甲又は乙につき、第1号から第2号の確約に反する事実が判明した場合、相手方は、書面で通知により何ら催告を行うことなく、本契約を解除することができる
4. 前項の規定により、本契約が解除された場合、解除された者は相手方に対し、解除によって生じる損害につき、一切の請求を行わないものとする。解除権を行使した者は解除された者に対し、解除により生じる損害を請求できる。

第16条（専属的合意裁判管轄）

甲及び乙は，本契約及び個別の契約に関し、訴訟の必要が生じた場合は，◯◯地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所と定める。

第17条（優先事項）

本契約内容と個別契約の内容に矛盾が生じたときは、個別契約書で定めた内容を優先するものとする。

第18条（協議）

本契約に定めのない事項及び本契約に対し疑義が生じた場合は，甲乙は信義誠実に協議し、円満に解決するよう努めるものとする。

本契約成立の証として、本書を２通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

○○年○○月○○日

　 　 本　店

（甲）　　 商　号

代表者　　　 印

　 住　所
　　　　　　　 （乙）

 氏　名 　 　　　　　　　　　　　　　　 　印